

令和5・6年度国見町小規模工事等契約者登録の申請をされる方へ

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- ・この制度は、町が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕について、受注・施工を希望する方を登録し、町内業者の受注機会の拡大を図ることを目的としています。
- ・対象となる小規模工事等とは、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、当該契約金額が13.0万円未満のものとします。

2 登録できる方・できない方

(登録できる方)

- ・国見町に主たる営業所または住所を有し、建設業等を営んでいる方。（建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数は問わない）
- ・国見町入札参加有資格者名簿に登録されていない方。

(登録できない方)

- ・国見町入札参加有資格者名簿に登録されている方。
- ・成年被後見人及び被保佐人並びに破産で復権を得ていない方。
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許を有しない方。
- ・町県民税（特別徴収分を含む）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税及び各延滞金を滞納している方。

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付してください。

- ・申請から2週間以内に交付された町税等の納税証明書
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
申請書等につきまして、総務課（役場庁舎2階）にて配布とします。
※申請書はホームページからもダウンロードできます。

4 登録の受付・有効期間

- ・受付期間：令和5年6月1日から令和5年8月31日（土日祝日・12時から13時を除く）
※受付期間外でも随時受け付けします。
- ・受付場所：総務課（役場庁舎2階）となります。
- ・有効期間：令和5年10月1日から令和7年3月31日までとなります。
※受付期間外に申請された場合は、有効期間が変わります。

5 登録すると

- ・「小規模工事等工事契約希望者登録名簿」に登載して、庁内において公開し、小規模工事等の指名選定に活用するものです。登録名簿は、閲覧等の方法により一般にも公開します。
ただし、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

6 登録事項の変更等

- ・登録名簿に登載された後、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届（様式第4号）を、速やかに提出してください。

7 登録の取消し

- ・登録名簿に登載されている方が次のいずれかに該当した場合は、登録名簿の登載を取消しするものとします。
- ・上記の2の（登録できない方）の規定に該当することとなった場合
- ・倒産又は破産した場合
- ・契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

8 請負代金の支払

- ・請負代金は、正当な請求を受けた日から30日以内に支払うものとします。
- ・前項の請求は、施工完了後の検査に合格後又は手直しがあった場合はその完了後に行うものとします。
- ・前金払及び部分払の方法による支払は、行いません。